

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則

平成14年8月9日

宮城県公安委員会規則第9号

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例(平成14年宮城県条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区域の指定)

第2条 条例第2条の規定により区域を指定する場合は、告示するものとする。

2 指定した区域について、その指定の必要がなくなつたと認める場合は、当該指定を解除し、その旨を告示するものとする。

(料金等の表示方法)

第3条 条例第3条の規定による営業に係る料金及び違約金等の内容(以下「料金等」という。)の表示は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 壁、ドア、ついたてその他これらに類するものに料金等を表示した書面その他の物(以下「料金表」という。)を客に見やすいように掲げること。
- (2) 客席又は個室等に料金表を客に見やすいように備えること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、注文前に料金表を客に見やすいように示すこと。

(通知)

第4条 条例第7条の3の規定による通知は、通知書(別記様式第1号)を交付して行うものとする。

(指示)

第5条 条例第9条の規定による指示は、指示書(別記様式第2号)を交付して行うものとする。

(営業の停止)

第6条 条例第10条の規定による営業の停止の命令は、営業停止命令書(別記様式第3号)を交付して行うものとする。

(標章のはり付け)

第7条 条例第11条第1項の規定による標章のはり付けは、条例第10条の規定による営業の停止を命じた後速やかに、標章(別記様式第4号)をはり付けて行うものとする。

(標章除去申請手続)

第8条 条例第11条第2項の規定により公安委員会に対して標章を取り除くべきことを申請する場合は、標章除去申請書(別記様式第5号)を営業所の所在地を管轄する警察署長に提出して行うものとする。

2 前項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第11条第2項第1号に掲げる事由がある場合において、当該施設を用いて営

もうとする営業その他当該施設に係る用途について法令の規定により行政庁の許可その他の処分を受けなければならないこととされているときにあっては、当該処分を受けたことを証明する書類

- (2) 条例第11条第2項第2号に掲げる事由がある場合において、当該取壊しについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定により届出をしなければならないこととされているときにあっては、当該届出をしたことを証明する書類
- (3) 条例第11条第2項第3号に掲げる事由がある場合において、当該増築又は改築について建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けたことを証明する書類
(準用規定)

第9条 前条第1項の規定は、条例第11条第3項の規定により標章を取り除くべきことを申請する場合について準用する。

2 前項において準用する前条第1項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 申請を行おうとする者が法人である場合にあっては、登記簿の謄本
- (3) 申請に係る施設の登記簿の謄本
- (4) 申請に係る施設の使用について正当な権原を有することを証明する書類
- (5) 処分の期間における施設の使用に関し、当該申請を行おうとする者と処分を受けた者との法律関係を明らかにする書類（当該期間において処分を受けた者に当該施設を使用させない旨を誓約する標章除去申請書の書面を含む。）
(飲食店営業の停止の通知)

第10条 条例第13条の規定による飲食店営業の停止の通知は、飲食店営業の営業停止に関する通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第7号）とする。

附 則

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成19年4月6日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公安委員会規則第4号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則（平成28年10月14日公安委員会規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日公安委員会規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の宮城県警察国有物品管理規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、宮城県公安委員会審査請求手続規則、質屋営業法施行細則、古物営業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則、警備業法施行細則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則、迷惑行為防止条例施行規則及び宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和3年3月30日公安委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(表)

別記様式第1号(第4条関係)

宮公委第	号
年 月	日
通 知 書	
住所	
氏名又は名称	殿
<small>(法人にあつては、更に代表者の氏名)</small>	
宮城県公安委員会 印	
<p>飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例(平成14年宮城県条例第43号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づく指定区域内(裏面参照)である仙台市</p> <p style="text-align: center;">において貴殿が提供する建物()</p> <p>が、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年宮城県条例第30号)第11条第1号の規定により営むことが禁止された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第2条第6項第2号の営業」の用に供されたことについて、条例第7条の3の規定により通知するので、今後、下記の措置を講ずるよう努めて下さい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 上記、建物()について、契約の解除等の適切な措置を講ずること。</p> <p>2 裏面に記載の区域内に、自己が所有する建物(建物の一部を含む。以下同じ。)又はその使用について正当な権原を持つ建物がある場合について、当該建物の提供(継続的なものに限る。以下同じ。)に係る契約に際しては、その相手方に当該建物を風適法第2条第6項第2号の営業の用に供しない旨を約させること。</p> <p>3 2の建物の提供に係る契約において、当該建物が風適法第2条第6項第2号の営業の用に供された場合には、当該契約を解除することができる旨を定めること。</p>	
取扱者	

(裏)

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例
に基づく区域の指定（平成14年8月2日）

仙台市青葉区	国分町一丁目、国分町二丁目、国分町三丁目、一番町一丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、一番町四丁目、立町、春日町、大町一丁目、大町二丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、花京院一丁目
仙台市宮城野区	榴岡一丁目、榴岡二丁目

宮公委第 号
年 月 日

氏名又は商号 殿

（法人にあつては、さらに代表者の氏名）

宮城県公安委員会 印

指 示 書

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成14年宮城県条例第43号）第9条第 項の規定により、下記のとおり指示する。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
指示事項	
指示理由	
履行期間	年 月 日から 年 月 日までの間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮 公 委 第 号
年 月 日

氏名又は商号 殿

(法人にあつては、さらに代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

営 業 停 止 命 令 書

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成 1 4 年宮城県条例第 4 3 号）第 1 0 条第 項の規定により、下記のとおり営業の停止を命ずる。

記

営業所の名称	
営業所の所在地	
営業停止期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
命令の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<h1>営 業 停 止</h1>		
飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成14年宮城県条例第43号）第10条 項の規定により営業停止となる営業所	営 業 所 名	
	所 在 地	
	氏名又は名称	
営 業 停 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
<h2>宮城県公安委員会</h2> <p>この標章を破壊し、若しくは汚損した者又は上記期間中に取り除いた者は、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例第16条第3項第1号の規定により処罰されます。</p>		
— 297ミリメートル —		

ト
ー
ク
ミ
ニ
ミ
タ
ク
ミ
ニ
ミ
タ
ク
ミ
ニ
ミ
タ

- 備考
- 1 色彩は「営業停止」の文字を青色、その他の文字及び表を黒色並びに地を白色とする。
 - 2 標章の材料は、容易に劣化しないものとし、塗料は耐光性のものを用いるものとする。
 - 3 裏面には、容易にはがれない接着剤を塗布する。

別記様式第5号（第8条、第9条関係）

	受理年月日		受理番号		除去年月日	
<p>標 章 除 去 申 請 書</p> <p>飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成14年宮城県条例第43号）第11条第2項の規定により標章の取り除きを申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏名又は名称 (法人にあつては、さらに代表者の氏名)</p>						
(ふりがな) 氏名又は名称						
住 所						
(ふりがな) 法人にあつては、 代表者の氏名						
被処分者の氏名又は 名称及び住所						
処分に係る営業所 の名称及び所在地						
営業停止期間	年 月 日から 年 月 日まで					
申 請 理 由						

注：太枠内は、記入しないこと。

別記様式第6号（第10条関係）

宮 公 委 第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会

飲食店営業の営業停止に関する通知書

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成14年宮城県条例第43号）第13条の規定により次のとおり通知する。

記

営業者の氏名又は名称	
営業者の住所	
営業所の名称	
営業所の所在地	
許可年月日 番号及び種別	
営業停止の内容	
営業停止の理由	
	担当者

別記様式第7号（第11条関係）

身 分 証 明 書	宮 第 号
所 属 階 級 氏 名	
上記の者は、飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成14年宮城県条例第43号）第14条第2項の規定により立入りをを行う警察職員であることを証明する。	
年 月 日	宮城県公安委員会 印
85ミリメートル	